

公社等外郭団体改革進行管理表

公 社 名	公益財団法人暴力追放高知県民センター	主管課名	警察本部刑事部 組織犯罪対策課
役 割	暴力団犯罪被害者等の救援事業、犯罪防止に関する支援事業、事業者に対する暴力団員の不当要求行為による被害を防止するための責任者講習事業実施等のサービスを提供し、暴力団のない安全で平穏な高知県の実現に寄与すること。		
改革の方向性	効率的かつ効果的な 運営の確保	主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援事業（公益目的事業1） ・犯罪防止事業（公益目的事業2） ・責任者講習事業（公益目的事業3）
令和2年度までの取組実績	<p>1 経営改善</p> <p>(1) 経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室の利用料、印刷経費等の節減など恒常的な支出の削減 ・専務理事の期末勤勉手当の役員加算の中止 <p>(2) 収支財務の健全化（令和2年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本財産運用益 14,325千円 ・委託料収入 4,212千円 ・寄付金等収入 2,570千円 ・賛助会費収入 2,275千円 ・被害者救援事業基金 7,492千円（積立） （平成17年度から県補助金廃止に伴い、自立した経営を確保している。） <p>2 業務内容の公開等</p> <p>備え置き書類の設置はもとより、ホームページを開設して講習開催案内や貸付金事業など業務内容の公開を図るとともに、機関誌「暴追センターだより」に収支状況を掲載するなど業務執行状況の周知に努めた。</p> <p>3 理事会機能の強化</p> <p>理事会等への四半期ごとの業務報告を実施</p> <p>4 不当要求防止責任者講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大のため、5月及び6月の講習を延期、講習再開後は、会場入場者数の制限を行ったが、多くの受講者を確保するため、定期講習会場の開催数を増やし対応した。 ・受講者講話だけでなく、不当要求対応DVDの視聴など受講者のニーズに応えた講習とし、令和2年度は810名の受講者を確保した。（前年度比-407名） ・講習を27回実施し、うち、民暴弁護士の講演を5回実施した。 ・全国的に公務員を対象とした行政対象暴力事案が増加していることから、国、県、市町村の職員に対し責任者講習の受講を呼びかけ、講習を8回実施し、278名の受講者を確保した。 <p>5 みかじめ料等縁切り同盟への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年に宿毛地区で発足したみかじめ料等縁切り同盟は、現在4業種6団体へと拡大し、令和2年度末時点で1,284の店舗が加盟した。 ・新規加盟した同盟会員の「縁切り通知書」を直接組長に送付するに際し、支援を行った。 	<p>1 基本財産運用の健全化</p> <p>平成17年度から基本財産を国債で運用して収益を確保している。 基本財産運用委員会設置要綱（H19.2制定）に基づく運用計画の検討を踏まえて運用しているが、ゼロ金利政策の影響を考慮しつつ、今後も適切なリスク管理を徹底し、基本財産運用の更なる健全化を図るとともに、国債償還（令和14年、令和17年）後の国債運用益が減少することを見越して、新たな財源確保及び、人件費削減の為、将来的に条例改正を実施しての県警職員の派遣等の施策実施を検討する必要がある。</p> <p>2 相談員の増強</p> <p>相談活動の複雑化・多様化に対応するため、相談体制の強化を図る必要がある。</p> <p>3 暴力団事務所使用差止請求（代理訴訟）業務遂行上の更なる体制の確立</p> <p>暴追センターは、暴対法に基づき、国家公安委員会から暴力団事務所撤去のための代理訴訟の適格団体として認定を受けていることから、同業務を円滑に行うための知識・技能の習熟等人的基盤及び体制の一層の充実を図る必要がある。</p> <p>4 暴力団離脱者が再び組織に戻ったり犯罪を犯すことのないよう、社会復帰対策を推進する必要がある、暴力団離脱者の雇用に協力する受入企業を拡充させるとともに、受入企業に対する就労協力金支給制度を創設するための財源確保の必要がある。</p>	
<p>【令和3年度以降の取組方針】</p> <p>1 暴追センターの事業活動の周知徹底を図り、住民本位のサービスを提供するため、三つの公益目的事業に区分して各事業を積極的に推進する。</p> <p>(1) 犯罪被害者支援事業(公益目的事業1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員等による不当な行為に関する相談、被害者救援事業・被害者支援基金貸付事業、暴力団事務所使用差止請求関係事業等を推進する。 <p>(2) 犯罪防止事業（公益目的事業2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員等による不当な行為に関する知識の普及等広報啓発活動、民間の暴排活動に対する支援事業、暴力団離脱支援事業、少年に対する暴力団の影響を排除する少年指導委員研修事業等を推進する。 <p>(3) 不当要求防止責任者講習事業（公益目的事業3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習受講者の増加、講習内容の充実及び行政対象講習の強化等を図る。 <p>2 令和3年度の取組</p> <p>(1) 令和3年度以降も経費の節減、新規賛助会員及び恒常的な寄付金の獲得、効率的な事業運営に取り組む。</p> <p>(2) 高知市と共催で開催している暴力追放高知・県市民総決起大会等を成功させ、県民の暴排意識の高揚を図る。</p> <p>(3) 改正暴対法に基づく暴力団事務所使用差止請求業務を適正に遂行するための知識・技能を習得するため、同業務の実績がある暴力追放広島県民会議等との連携や情報交換を密にし、同会議等が参加する全国会議等へ積極的に参加する。</p> <p>(4) 行政対象の責任者講習の充実、縁切り同盟等各種業界からの暴排活動を引き続き推進する。</p>			